

# に聴く 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士



弁護士 宮澤俊夫

20



## 統・懲戒解雇と退職金

1、懲戒解雇の場合で  
あつても退職金を支給し  
なければならないとする  
判例

電車内での痴漢行為や  
強制わいせつ致傷罪等の  
不祥事を起こした社員を  
懲戒解雇する場合であつ  
ても、退職金全額を不支  
給することはできず、  
自己都合退職による退職  
金額の3割くらいの支払  
を命ずる裁判例がある  
(東京高裁平成15年12月  
11日判決「小田急電鉄事  
件」、東京高裁平成24年

9月28日判決「NTT東  
日本事件」ということ  
は、本誌6月号で解説し  
たとおりです。

2、日本郵便事件

私が顧問をしている日  
本郵便株式会社で、私が  
扱った同種事案の裁判例  
をご紹介します。

受けた郵便物に貼付する  
などして30万8750円  
を現金化し、顧客から受  
領した同額の現金を着服  
(業務上横領罪)

事案の概要は、郵便局  
長が以下のようないか行  
為を行つたため、会社が  
懲戒解雇をしたところ、  
その郵便局長が懲戒解雇  
の無効と退職金の支払い

を求める訴えを起こした  
という裁判です。

①虚偽の勤務実績を記  
載して管理社員臨時勤務  
手当5万4000円を不  
正受給(詐欺罪)  
②年賀葉書を不正交換  
して3万2130円の不  
正免脱(詐欺罪)  
③私物郵便切手を局内  
に持ち込み顧客から引き



で正当化されるものでは  
ない」とし、懲戒解雇処  
分を受けた場合には退職  
手当を支給しない旨の就  
業規則の規定を限定的に  
解釈し、「原告のこれまで  
の勤続の功を抹消して  
しまうほどの重大な不信  
行為があるとまでは言え  
ない」として、自己都合  
退職による退職手当額  
の2割5分の支払を命  
じました。

同判決は、私生活上  
の非違法行為を理由とす  
る懲戒解雇の場合にお  
いて退職金の全額不支  
給を認めない前記各裁  
判例と軌を一にするも  
のです。しかしながら、  
本件は、郵便局長とい  
う地位にある者が、その職  
務上の地位を利用してな  
した職務上の非違法行為  
であつて、会社外における  
非違法行為と同列に扱うこ  
とは不当であると考えま  
した。

そこで、私は名古屋高  
裁判所に控訴しました。  
そこで、私は名古屋高  
裁判所に控訴しました。

### 3、高裁で会社側全面 勝訴

名古屋高裁平成27年7  
月2日判決は、以下のよ  
うに判示して、退職金の  
一部支払いを命じた原審  
判決を取り消し、退職金  
不支給とした懲戒解雇を  
有効と判断しました。

「公共性の高い郵便業  
務・金融業務を扱ってい  
る郵便局において、前記  
不正行為は根幹的業務に  
関する看過できない重大  
な不正行為である」、「公  
共性の高い郵便局の最高  
責任者として、その地位  
を利用した行為の悪質性  
は、それまでの勤続の功  
を抹消してしまったほどの  
重大な不信行為である」  
(愛知労働局労災法務専  
門員)

イラスト・源 安孝